



ビューローベリタス関西 3 事務所（大阪、神戸三ノ宮、山陽姫路）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

– INDEX –

【トピックス】

- ◆ 令和 4 年 10 月 1 日施行 改正長期優良住宅法の概要
- ◆ 「はじめての電子申請」動画をウェブサイトへ掲載
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.35 | 飲食店 | 非常時でも照明がしっかり点灯する飲食店にするんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

<地域条例等>

- ◆ 京都府/建築基準法施行細則の一部改正について
- ◆ 兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について
- ◆ 奈良県/大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について
- ◆ 関西以外の地域について

▼関西 3 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 岡より

【インフォメーション】

- ◆ コラム「非常用の照明装置の設置基準とは？～構造や選択基準も解説～」
- ◆ 「屋外広告物の点検義務化の動向」-「設備と管理」2022 年 10 月号に記事を執筆
- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ コラム「ガイドライン調査 - 調査の流れ -」
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

令和 4 年 10 月 1 日施行 改正長期優良住宅法の概要

令和 3 年 5 月に「住宅の質の向上および円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されたことを受け、長期優良住宅認定制度において、新たに創設された災害配慮基準等の新基準の他、共同住宅における認定促進や脱炭素社会に向けた省エネ対策の強化に係る認定基準の見直しを実施され、新たな基準や制度が整備されました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m220927>

「はじめての電子申請」動画をウェブサイトへ掲載

電子申請サービスをはじめてご利用される方向けの動画をウェブサイトへ掲載いたしました。

電子申請サービスとは、申請者とビューローベリタスとの間で、従来書面によって行なっている事前審査・本審査の申請を、インターネットを利用して行うサービスです。

→動画はこちら https://www.bvjc.com/ctc-info-service/building-app/guide_app.html

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.35 | 飲食店 | 非常時でも照明がしっかり点灯する飲食店にするんだポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022年10月号（2022年9月20日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220920.html>

最新情報（法令・地域条例）

地域条例等

●京都府/建築基準法施行細則の一部改正について

京都府ではこのたび、京都府広域振興局長等に権限を委任する規則および建築基準法施行細則の一部が改正されました。

<内容>

- ・法第85条第5項及び第87条の3第5項の創設に伴う所要の規定整備
- ・その他所要の規定整備

<施行日>

令和4年8月26日

下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kouhou/20220826-338.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

京都府 建設交通部建築指導課建築基準係
電話：075-414-5341

●兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について

兵庫県では土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除します。

・名称

大原(4) I（101070619）

大原(5) I（101070620）

・指定を解除する区域

神戸市北区大原1丁目

・土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

「急傾斜地の崩壊」

下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/koho/documents/20220830t.pdf>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

●奈良県/大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について

奈良県ではこのたび、葛城市、宇陀市、広陵町の一部において、市街化調整区域の容積、建ぺい、建築物の各部分の高さに係る数値が変更になりました。

下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.nara.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2022/08/432ed42bff13ede9f273209d8f35f188.pdf>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

奈良県 県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課建築審査係
電話: 0742-27-7561

関西以外の地域について

●埼玉県新座市/新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の事業計画の変更について

平成 28 年 9 月 5 日付けで決定し、令和 2 年 5 月 7 日までに 3 回の変更をした本事業の事業計画について、令和 4 年 8 月 22 日付けで変更し、同日付けで、土地区画整理法（以下「法」という）第 55 条第 9 項の規定に基づく公告を行いました。これにより、本事業施行地区内において建築行為等を行う場合には、当該変更の公告の日から法第 103 条第 4 項の規定に基づく「換地処分があった旨の公告（令和 5 年 1 月頃を予定）」がある日まで、本内容にて法第 76 条第 1 項に規定する制限が生じます。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

埼玉県新座市 まちづくり未来部大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所
〒352-0004 埼玉県新座市大和田三丁目 9 番 1 号新座環境センター東工場 1 階
電話: 048-424-4852

●広島県/災害危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例第 3 条の規定により災害危険区域が指定されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県 土木建築局建築課構造審査グループ
電話: 082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項及び第 6 項並びに第 9 条第 8 項の規定によって、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。
また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定します。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県 土木建築局建築課構造審査グループ
電話: 082-513-4159

●広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)の規定に基づき、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定がなされました。

下記ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市 都市整備局建築指導課第二指導係
電話: 082-504-2288

●愛媛県/工事監理に対する検査（中間・完了検査時）の改善等について

確認審査などに関する指針(平成 19 年国土交通省告示第 835 号)に基づき、完了(中間)検査において『建築確認図書などのおり実施されたものであるかどうか』を確かめるにあたり、検査員が『工事監理者への聴取など』により検査した場合はその結果を記録に残すこととなりました。対象工事は基礎杭工事、賃貸共同住宅(RC 造など以外)・木造屋外直通階段となります。実施時期は令和 5 年 4 月 1 日受付分からです。(令和 4 年度中は試行期間とします)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

愛媛県 土木部道路都市局建築住宅課建築指導係
電話: 089-912-2757

●宮崎県宮崎市/宮崎広域都市計画の決定・変更

令和 4 年 8 月 29 日付けで、下記事項について都市計画決定・変更の告示を行いました。

- (1) 宮崎広域都市計画 用途地域の変更(錦本町地区)
- (2) 宮崎広域都市計画 特別用途地区の変更(大規模集客施設制限地区)
- (3) 宮崎広域都市計画 地区計画の決定(錦本町地区)

※効力を生ずる日 告示日: 令和 4 年 8 月 29 日

下記ウェブサイトをご確認ください。

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/urban_planning/269167.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

宮崎市 都市整備部都市計画課計画係 担当:濱松・金丸
電話: 0985-21-1881 FAX: 0985-21-1816 メール: 30tosike@city.miyazaki.jp
宮崎市 都市整備部建築行政課
電話:0985-21-1813 FAX: 0985-21-1815 メール: 30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

関西 3 事務所からヒトコト

台風 14 号ともに暑さが去り、秋の気配が次第に濃くなってまいりました。皆様お変わりございませんでしょうか。大阪事務所では、戸建てから超大型まで、多岐にわたる物件のご相談やご申請をいただいております。年末に向け繁忙期に差し掛かってまいりますが、所員一同、親身な相談対応・正確な審査を第一に精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

インフォメーション

コラム「非常用の照明装置の設置基準とは？～構造や選択基準も解説～」

建築基準法第 12 条の定期報告（特定建築物定期調査や建築設備定期検査）においてご質問を受けることの多い非常用照明について解説します。

→続きはこちら <https://www.buil-repo.com/column/220906.html>

「屋外広告物の点検義務化の動向」-「設備と管理」2022 年 10 月号に記事を執筆

「設備と管理」2022 年 10 月号に弊社社員が記事を執筆しました。
事例を中心に、報告書で間違いやすいところ、指摘されやすいところなどを紹介しています。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/news/220909.html>

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsources/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、現在は年間 8,500 件（建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*）の検査を実施しております。* 2020 年の年間検査実績/当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

コラム「ガイドライン調査 - 調査の流れ -」

ガイドライン調査とは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」により、国土交通省へ届出を行った指定確認検査機関等（以下、「ガイドライン調査機関」という）が実施する法適合状況調査のことです。

→[続きを読む](https://kansa.bvjc.com/column/2016/000110.html) <https://kansa.bvjc.com/column/2016/000110.html>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→[技術監査サービスについての詳細はこちら](https://kansa.bvjc.com/) <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 9 月 27 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューロー・ベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

大阪事務所	TEL: 06-6258-8231	FAX:06-6241-3075
神戸三ノ宮事務所	TEL: 078-334-7252	FAX:078-334-7253
山陽姫路事務所	TEL: 079-287-3334	FAX:079-287-3335

MAIL:ctcbca.osa@bureauveritas.com

[Bureau Veritas Japan Portal](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan